

千葉県告示第129号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、千葉都市計画地区計画を次のとおり決定しましたので、同法第20条第1項の規定により告示します。

なお、同法第20条第2項の規定により、その関係図書は千葉市都市局都市部都市計画課において縦覧に供します。

平成31年2月22日

千葉市長 熊谷俊人

1 都市計画の種類及び名称

千葉都市計画地区計画 千葉敬愛学園稲毛キャンパス地区

2 都市計画を定める土地の区域

千葉市稲毛区穴川1丁目の一部の区域